

第九管区海上保安本部公示第1号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年1月7日

第九管区海上保安本部長

猪瀬 雅樹（公印省略）

伏木富山港新湊区の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 北陸地方整備局 伏木富山港湾事務所  
住所 富山県富山市牛島新町 11-3

名称 第九管区海上保安本部  
住所 新潟県新潟市中央区美咲町 1-2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 伏木富山港新湊区（付図に示すとおり）  
期間 令和7年1月10日から1月31日までの内1日間

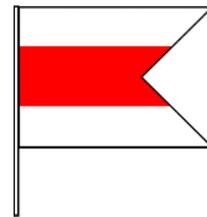
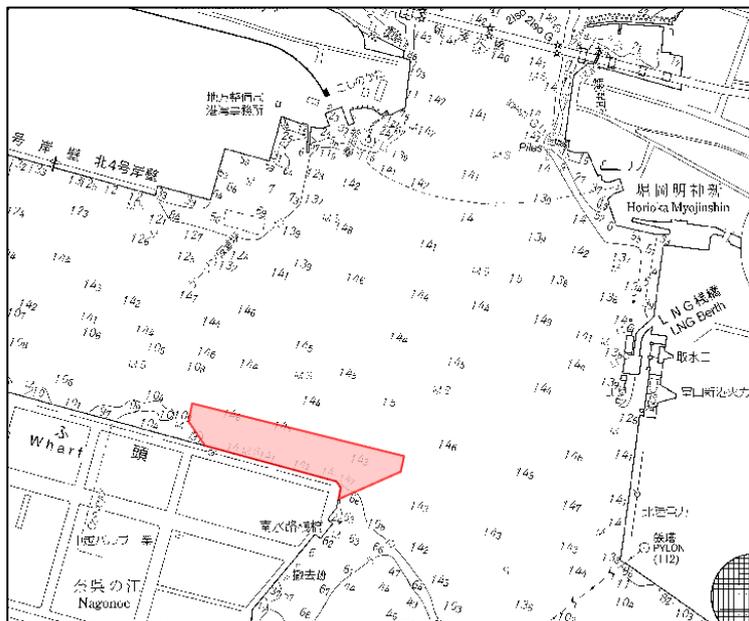
3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う。

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。



測量区域